
QA19 暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか

今後、食品中の放射性物質については、食品衛生法第 11 条に基づく基準値が適用されます。なお、暫定規制値の取扱いについては、平成 24 年 10 月 31 日の原子力規制委員会できりまとめられた「原子力災害対策指針」において、「経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準」として定められました。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日